
◆ 基調講演者・報告者略歴 ◆

◆ 中西 由起子

国際障害者年日本推進協会(現日本障害者協会)での勤務が障害と開発に関わるきっかけとなる。その後、DPI(障害者インターナショナル)アジア太平洋ブロック事務所、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)を経て、1990年にADI(アジア・ディサビリティ・インスティテュート)を設立し現在に至る。アジア太平洋の障害当事者の自助活動や自立生活運動の他に、アフリカの障害問題にかかわっている。

◆ 土橋喜人

国際基督教大学 1991年卒。三和銀行での5年の勤務を経て青年海外協力隊の村落開発普及員として3年間をフィジーで過ごす。JETRO アジア経済研究所開発スクール、マンチェスター大学 IDPM で修士課程を修了後、2001年に国際協力銀行(JBIC)入行。現在は、円借款事業の技術的・専門的な側面支援を行う開発セクター部に所属し、同部の社会開発班にて円借款事業への社会開発の視点からの業務支援を担当。

◆ アジズ・アフマッド・アデル

アフガニスタン・カブール、36歳。カブールの理学療法専門学校修了。理学療法士として公立病院に勤務の後、理学療法専門学校で、教員兼治療指導員として勤務開始。現在は同校プロジェクトマネージャー。難民を助ける会が運営するタカール州の理学療法クリニックでは、理学療法士のほぼ全員が同氏の下で理学療法を学んだ。技術面や、人材育成の面などから、当会の理学療法事業を支援している。

◆ ミヤツモー

ミャンマー(ビルマ)・ヤンゴン、42歳。2000年に地雷の被害にあい、右腿から下を失った。2003年に3か月、難民を助ける会の美容理容職業訓練校で学ぶ。在学中は、国際障害者デーのイベントのカットコンテストで優勝するなど、優秀な成績を修めていた。卒業後は同訓練校アシスタント講師、講師を経て、現在はチーフ講師として動向全体を統括している。

◆ ケンポン トンシタウオン

ラオス・ビエンチャン、32歳。ポリオの後遺症で左足に障害をもつ。1999年より国際NGOハンディキャップ・インターナショナルの職員として勤務を開始し、現在は同NGOの職業訓練担当職員。2006年には、国際協力機構(JICA)の障害者リーダーシップ研修のために来日している。難民を助ける会のラオス事務所スタッフが参加する、車椅子バスケットボールにもかかわっている。

◆ ソンスック スンダラ

ラオス・ビエンチャン、34歳ラオス国立経営学スクール卒業。卒業後は、民間企業、フランス語通訳、国際NGO、在ラオスフランス大使館に勤務。2007年7月からは新潟県にある国際大学のMBAコースに在学。息子の脳性麻痺をきっかけに障害者支援に関心をもつ。2007年、脳性麻痺児のための施設を設立。難民を助ける会は2008年より同施設を支援している。

◆ 勝間靖

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授、グローバル・ヘルス研究所所長。日本国際連合学会事務局長・理事、日本平和学会編集委員長・理事、国際開発学会広報委員長・常任理事。ホンジュラスでのボランティア活動とカリフォルニア大学留学を経て、国際基督教大学教養学部と大阪大学法学部を卒業後、同大学院で法学修士。海外コンサルティング企業協会に勤務後、ウィスコンシン大学マディソン校で Ph.D 取得。その後、国連児童基金のメキシコ事務所・アフガニスタン事務所などを経て、現職。

(所属等は講演時のもの。本稿に記されている見解、判断は発表者のものであり、所属組織の公式見解ではない)。

編集担当者一覧

■編集

勝間 靖 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

上久保 誠人 早稲田大学 G-COE GIARI 特別研究員

■記録担当

奥山 桂子 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科修士課程

棚橋 忠司 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科修士課程

■デザイン・校正担当

宮野 祥子 早稲田大学 G-COE GIARI 事務局

途上国における障害者の人権
～障害を持つ人びとの自立支援を目指して～
Human Rights of Persons with Disabilities in Developing Countries
“Towards Self-support of Persons with Disabilities”

2009年1月31日発行

編集者 勝間靖・上久保誠人

発行者 早稲田大学グローバルCOEプログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-21-1 早大西早稲田ビル 5F 507

印刷所 株式会社 早稲田総研インターナショナル
〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 14号館 1F

ISBN 978-4-904618-02-8

本報告書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

